

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第7回）

令和4年3月16日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 それでは、改めまして、本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会第7回会合を開始いたします。

本日、事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議によるシステムの音声及び資料等のみでの傍聴とさせていただいておりますので、事務局において傍聴者の皆様は発言ができない設定とさせていただいております。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただきます。発言する際にはマイクをオンにして、ビデオもオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻りください。接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャットで、随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料について確認申し上げます。本日の資料は、本体資料として資料1から資料5まで、また参考資料1及び2を用意しております。

なお、資料2につきましては、一部構成員限りの情報が含まれておりますので、構成員の方々におかれましては、別途構成員限りの資料を用意しておりますが、会議の際には十分御留意いただくようお願いいたします。

注意事項は以上でございます。

すいません。通訳の方に、今日英語で御参加されている方向けに、今私が申し上げる点について翻訳の上、お伝えをお願いいたします。

発表者の方におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにしておいてください。御発言を希望される場合には、チャット欄で御発言されたい旨を書き込んでください。御発言をされる際のみ、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言くださいということをお伝えいただけないでしょうか。翻訳いただけないでしょうか。

ありがとうございました。注意事項は以上でございます。

それでは、これ以後の議事の進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。

曾我部座長、お願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

皆様、おはようございます。座長を仰せつかっております曾我部でございます。よろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。本日は、まず、セキュリティソフトによるアクセス抑止方策の効果検証結果について、トレンドマイクロ様より御発表いただき、その後質疑応答を行います。

続きまして、検索事業者のヤフー様及びGoogle様から、海賊版サイトの検索結果表示についての各社のお取組内容について御発表いただき、その後質疑応答を行います。

そして、CDN事業者のAkamai様及びCloudflare様から、海賊版サイトについての各社のお取組内容について御発表いただき、その後質疑応答を行います。

なお、Cloudflare様による御発表及び質疑応答については、構成員限りとさせていただきます。その際に御案内申し上げますので、傍聴者及びその他の発表者様は速やかに御退出いただけると幸いです。

ということで、まず、トレンドマイクロの櫻井様から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【トレンドマイクロ（櫻井）】 皆さん、こんにちは。トレンドマイクロの櫻井と申します。それでは、私のほうから、「ウイルスバスターでの海賊版サイト対策状況」ということで説明させていただきます。

本資料に含まれる内容でございます。まず「はじめに」というところで、本資料の概要でありますとか、条件、そういったところを説明させていただきます。そして2つ目に、ウイルスバスターでの海賊版サイト対策状況というところで、具体的にどれくらいの数をブロックしているのかというところをグラフを交えながら紹介させていただきます。そし

で最後、3つ目に、こちら、当社調べにはなるんですけども、海賊版サイトがこういった形で収入源を得ているのかといったところも調査いたしましたので、こちら辺りを説明させていただきます。

まず、「はじめに」というところなんですけれども、簡単にウイルスバスターでどのように海賊版サイトをブロックしているのか、警告しているのかというところを紹介させていただきます。

まずは、ウイルスバスター、Windows版、Mac版、Android版、iOS版と4つのOSで提供させていただいております。

海賊版サイトについては、ABJ様から提供されたリストをウイルスバスターのデータベースのほうに登録しております。そして、この海賊版サイトにアクセスがあった場合に、ソフトのほうから警告を表示いたします。右側に出しているような警告を表示すると。こちらはAndroid版になるんですけども、全てのOSで同じようなメッセージが表示されるようになっております。

そして2021年6月24日から、「違法または検出されたコンテンツ」カテゴリーというところにABJ様から提供されたリストを登録いたしまして、初期設定で警告が表示されます。ですので、お客様が製品をインストールされた直後から、海賊版サイトにアクセスされた場合は右側の警告画面が表示されるようになっております。

3つ目のポチなんですけども、本資料のデータには注釈がない限り、KDDI様から提供している製品データも含まれております。KDDI様のほうからほぼ提供していただいておりますので、この資料内では簡易的にKDDI版と表現しております。

最後のポチなんですけども、弊社の都合により一部の数値をあえて伏せている箇所がございます。こちら、営業情報も、特にユーザー数が推測できるような情報についてはあえて伏せている部分がございますが、この点はあらかじめ御了承いただければと存じます。

それでは、内容のほうに入っていきます。まずは、違法または検出されたコンテンツカテゴリーの警告数推移になります。こちら、全体でどれくらい警告をしたかということになります。先ほど説明したとおり、6月24日から初期設定で警告カテゴリーに変更しております。

5月と7月を比べると大体5.8倍くらいの警告数が増えております。そして、同じぐらいの値続いていまして、11月に漫画バンクが閉鎖されたこともありまして、11月からは少し下降傾向にあるというふうになっております。

このグラフの下の色の部分がデスクトップで警告された数、そして上の色のグラフのところはモバイル版と、モバイルOSでブロックされた数となっております。なお、モバイル版については、KDDI版及びトレンドマイクロ版両方の全体の数値が含まれてございます。

申し訳ございません。こちら、ユニークIPでの数となっております。

次のページ、代表的海賊版サイト別の警告数になっております。こちら、A、B、C、D、E、F、G、H、Iといった形で、9つの代表的なサイト、ちょっとサイト名は伏せているんですけども、サイト別に警告数を表示しております。

トップ3、A、B、それからIへのアクセスが多くなっております。月50万から75万程度のアクセスが確認されております。Iについては、11月に閉鎖のため、以降減少をしているというような傾向になってございます。A、B、Iとなっております。

こちらが警告数の総数になります。次のページがユニークIPでの数になります。ユニークIPでも傾向としては大きくは変わってございません。総アクセス数の大体4分の1から5分の1程度になっております。ですので、一番多いところで15万前後、ユニークIPからアクセスがあるということでございます。

トップ3のドメインに類似したサイトへのアクセスが非常に多く、新しいサイトも立ち上がってきていると弊社の調査では得ております。

また、1ユーザー当たりのアクセス回数分布というのも確認いたしました。こちら、サイトBについてだけなんですけど、また今年の10月1か月のアクセスについて分析いたしました。上位10%のIPから約6割のアクセスをしておりまして、トップ1のIPアドレスでは月705回アクセスがございました。

また、中央値としては1ということが確認できておりますので、このことから、ほとんどのユーザーは1回から数回しかアクセスをしてないのではないかなということが言えます。

ですので、1回アクセスして、警告が表示されたことで、その後はアクセスしなくなるという傾向がこの数値からは見てとれました。

最後でございます。海賊版サイトの収益源について簡単に御説明させていただきます。当社で20サイトを調査いたしました。当初の検出トップ10とそれからランダム10個のサイトを調査いたしました。収益源と思われる手法として、16サイトがWeb広告を掲示しておりました。また、オンラインストレージ有料会員登録誘導というところで6サイト、それから、ブラウザ通知スパムですね、こちらは明らかに当社でも不正な動作というふうなど

ころで取り扱っている2つのサイトが確認できました。また、マルウェアを配布されているサイトも1つございました。ちょっとこちらが意図的にやっているものか、改ざんされてやっているものかまでは判別できなかったんですが、マルウェアを配布されているサイトが1つございました。

ということで、海賊版サイト、今まで主には広告というところもあったんですが、そのほかにもこういった形でいろんな形で収益を図ろうとしているところが見てとれました。

当社からの報告としては以上でございます。何か御質問ございますでしょうか。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、ちょっと短時間で恐縮ですけれども、既に時間が若干押していますので、二、三分になってしまいますけれども、質問がございましたらチャットのほうからお願いいたします。

そうしましたら、田村先生、お願いします。

【田村構成員】 ありがとうございます。もしかしたら技術的に無理なのかもしれませんが、1つお伺いしたいのが、警告が出た後、警告にかかわらず先に進んだ回数というのは分かるのかということです。先ほどアクセス回数1回という値が多いという話がありましたけれども中には当然警告を理解して以降そこに行かなかったという方も含むと思うのですが、厳しく言うと、最初はあまりどういうサイトか分からないので、紛れ込んで、警告とは無関係に気がついたりした方もいたりすると思うので、これら全てが警告のおかげとも言えないような気がいたしました。前半のほう質問になります。お願いいたします。

【トレンドマイクロ（櫻井）】 ありがとうございます。その点なんですけど、弊社のほうでも確認したんですけれども、一旦、ブラウザバックといいますか、1回、それを無視して進んだ方は、当社のほうでは、申し訳ございません、取れてございません。

【田村構成員】 どうもありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、差し当たり次のアジェンダのほうに進ませていただきます。

それでは、次に、海賊版サイトの検索結果表示についての取組内容について、ヤフー株式会社様の今井様のほうから御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

【ヤフー（今井）】 ヤフーの今井です。どうぞよろしく申し上げます。画面共有いたします。

では、弊社からはヤフー検索における取組を御説明させていただきます。

まず、弊社では漫画海賊版対策の一環として、法律専門家を委員とする検索有識者会議の開催を行っております。検索結果で著作権侵害が疑われる場合の非表示基準を御検討いただきました。

その検討結果をまとめた報告書を14日に公表しております、そこで示された基準に即する形で、主要な海賊版サイトの3つに関しては、ドメイン単位で措置を行っております。

2つ目ですけれども、弊社では、ABJ様が主催する「STOP!海賊版キャンペーン」に参加しております。

続いて検索有識者会議について御説明いたします。もともとは2014年の11月に検索結果とプライバシーに関する有識者会議という会議を設置しております、今回の著作権に関する検索有識者会議もその一連の取組として、今般の海賊版対策の強い必要性が生じたことを受けて開催をしたものです。

こちらに記載のとおり、民法学者の先生方や憲法学者の先生、弁護士の先生方が委員となっております。

今月の14日に、検討会で議論された内容を取りまとめた報告書が公表されておりますので、次のページから詳細を御説明させていただきます。

まず、検索サービスの性質についてですけれども、検索事業者は、大量の情報を一定のアルゴリズムに従って自動的・機械的に処理をして、キーワードを含むウェブページの存在や所在に関して端的に示す役割を担っていることから中立性が求められております。

また、検索結果は、平成29年1月31日決定でも示されていますとおり、情報社会において情報の発信者・受信者の双方に有益な社会インフラとしての側面がありますので、インターネット上の情報収集に寄与をしております。そのため、検索結果の削除に関しては、検索サービスの社会的意義や信頼性を損なう危険があると言え、慎重に検討することが必要と考えております。

続いて、検索事業における基本的な考え方についてですけれども、権利侵害情報の表現の関与の程度について、最も権利侵害の表現に近いのは直接の表現者となっております。続いて、コンテンツプロバイダー、そして検索事業者に従って関与の度合いが下がっていくという関係性がございます。

このような考え方を前提として、原則としては、直接の表現者だとかコンテンツプロバイダーに対して削除請求をしていくべきであって、検索事業者に対しては安易に非表示措置を求めるべきではないと考えております。

他方で、一定の場合には非表示措置を講じることが望まれますので、その基準としては、今お伝えしたような理由から、検索結果のリンク先ページの削除基準よりも厳格な基準となることが、前回のプライバシーに関する検索有識者会議の報告書の中でも示されております。

平成29年の決定においても、検索結果を提供する理由として比較して、当該事実を公表される必要性、法的利益が優越することが明らかな場合という厳格な基準を採用しております。基本的には同一の立場に立っているものと考えられます。

著作権侵害はプライバシー等の人格権侵害と比較すると、財産権と人格権という点で要保護性に差があると言われております。

また、著作権と表現の自由とのバランスングに関しては、今後も継続的な議論が必要であるという領域となっております。

加えて、検索事業者としては、検索結果のリンク先ページ上のコンテンツに許諾があると言えるか、権利制限規定が適用されるかといった判断や、リンク先ページの先のページまで著作権侵害コンテンツが掲載されているかを一つ一つ確認するのは検索事業者にとって負担が重すぎるという課題がございます。

これらの課題、検索事業者の位置づけなどの様々な要素を踏まえまして、基本的に、以前プライバシー侵害に関する報告書で示した枠組みを用いるという点については先生方から特に異論はございませんでした。ですので、著作権侵害の特殊性に考慮をして、以下のような基準を整理しております。

ここからなんですけれども、検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合には、検索結果の表示内容自体から権利侵害があることが明白であれば非表示措置を講じることになっています。

例としては、以下に画像がありますとおり、例えばスニペット上に詩の作品がそのまま掲載されていたり、画像検索結果に著作権侵害画像が掲載されている場合などが挙げられます。

こちらは、検索結果に権利侵害サイトへのリンクが掲載されている場合の判断基準です。下に例として挙げておりますとおり、検索結果の表示内容自体には権利侵害情報が掲載されていないケースとなります。このような場合には、原則として元ページに対して削除を求める仮処分が取得できている場合など、補充性を満たしている場合には検索結果を非表示とします。

他方で、例外的に補充性を満たさない場合であっても、①と②のところの要件、権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、権利侵害に重大性または非表示とする緊急性もしくは悪質性が認められる場合には削除措置を行います。

検索結果の表示自体に権利侵害コンテンツが掲載されていないケースについては、2つの類型に分けられると考えております。

1つ目が、リンク先ページに著作権侵害コンテンツが掲載されている場合で、リンク先ページの表示自体から権利侵害の明白性を判断します。

2つ目が、リンク先ページに著作権侵害コンテンツが掲載されている場合です。元ページの配下、リンクが張られていたりして、明白に著作権侵害と評価されるページに誘導しているというか、相当数含まれているということと、あと、元ページから専ら明白に著作権侵害と評価されるページに誘導しているという2点の要件を満たす場合に権利侵害の明白性を満たすと判断しております。

具体的な例としては、以下に掲げておりますとおり、リンクが張られているものとか、右側のように、検索窓があって、そこから著作権侵害コンテンツを検索できるような形になっているという、専ら権利侵害コンテンツを検索できるような形になっているものがこの要件を満たすものとして考えております。

続いて、権利侵害の重大性・緊急性についてです。前提として、著作権はプライバシー等的人格権と異なって、緊急性という考え方よりも悪質性という考え方のほうがなじむと考えております。

重大性と緊急性、もしくは悪質性の要件検討に当たっては、ここでお示ししておりますとおり、当該サイトのアクセス数だとか、権利侵害コンテンツの掲載量、そして加速的なアクセス数の増加率、そして当社検索サービスから当該サイトへの流入数等を総合的に考慮して判断をしております。

続いて、非表示措置の対象について御説明いたします。原則として、弊社では非表示措置はURL単位で行っております。その理由としては、検索結果はURL単位で表示されているというところが大きいのですけれども、ドメイン単位で非表示措置をすることによって権利侵害情報が掲載されていないページを巻き込んで削除してしまうというリスクがありますので、表現の自由や検索の中立性に配慮をしながら慎重に検討する必要があると考えております。

他方で、例えばドメイン単位と範囲で削除をしても、適法なページの巻き込みがほぼな

といったことや、同一ドメイン配下に極めて多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在するといった事情に配慮をして、一定の基準を弊社の中で立てておきまして、その基準に従ってドメイン単位で非表示措置を行うということも検討しております。

既に2021年の9月に出版社さんの要請を受けまして、主要な海賊版サイト3つに関してはドメイン単位で非表示措置を行っております。

最後に、STOP！海賊版キャンペーンについてです。弊社ではABJ様主催のSTOP！海賊版キャンペーンに参加しております。ユーザーが海賊版サイトの検索を意図していると思われるクエリ、例えば海賊版や漫画村等を検索したような方に対しては、検索結果の最上部のところにSTOP！海賊版キャンペーンのバナーを張って注意喚起しております。

分量が多くて駆け足となってしまいましたが、ヤフー検索における取組は以上となります。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、GoogleのMarkham Erickson様からの説明をお願いします。

【Google (Erickson)】 本日はこのような機会にお招きいただきまして、ありがとうございます。私はMarkham Ericksonと申します。政府関係、公共政策担当のバイス・プレジデントです。Googleのセンター・オブ・エクセレンスにおきまして、テクノロジー、インターネットの法律に関する政策を適用することに重きを置いている専門家のグローバルチームであり、そのリーダーを私は務めております。

Googleに入社する以前は、米国で弁護士としてインターネットメディア及び電気通信企業の代理人として知的財産権に関する政策や規制の問題などに取り組んでおりました。

Googleがクリエイティブなエコシステムをサポートし、クリエイターや権利者がGoogleのプラットフォームで著作物を管理できるよう支援する方法についてお話をする機会をいただきうれしく存じます。

御存じだと思いますけれども、Googleは長い間、日本に投資を続けてまいりました。

実は東京のオフィスは20年以上前に、Googleがまだ創業3年未満の際にアメリカ国内で開設した最初のオフィスでありました。

当時から当社も世界も大きく変わりましたが、私たちは日本人の生活をよりよくするために製品開発に力を注いでまいりました。

インターネットは世界の経済力と機会を提供する柱に成長してまいりました。デジタルプラットフォームは、何百万人もの消費者がインターネット上で合法的なコンテンツを生

み出すことを助け、また毎年約27兆円のオンライン商取引を生み出しています。

ユーザーによるオリジナルコンテンツをホストするサービスでは、アマチュアやプロ、新人やベテランなど、あらゆるタイプのクリエイターがこれまで以上に簡単にオーディエンスを見出すことができ、新しい創造性を爆発的に刺激しているのです。

その結果、より多くの写真、音楽、ビデオ、ソフトウェア、書籍がかつてないほど多くの人々によって生み出されるようになりました。新たな収入減を生み出し、クリエイターが世界中のオーディエンスにリーチできるようにすることで、デジタルサービスはクリエイティブエコノミーの中心かつ重要な要素となっています。

デジタルプラットフォームは、コミック業界の成長にも貢献しています。

2021年の紙と電子を合わせたコミック市場は、前年比10.3%増の6,759億円となっています。

中でも、デジタルコミック市場の推定販売価格は、前年対比で20.3%増の4,114億円と大きく伸長しています。

もちろんこの大きなチャンスには課題もあります。海賊版は、インターネット以前から存在していましたが、その成長とともに進化を続けています。当社は、著作権保護された素材、コンテンツを報告・管理するためのツールに多大な資源を投入し、ほかの業界リーダーと協力し、ハイテク企業が著作権侵害と闘うための基準を設定するなど、オンラインの著作権（音声切断）

第1に、よりよい選択肢を提供することが重要です。海賊行為は、多くの場合、消費者の需要が正規の供給によって満たされていない場合に発生します。海賊行為に対抗する最善の方法は、よりよい、より便利な海賊行為に代わる正規の代替品を提供するということです。これは取締りよりも有効だと考えています。Googleは、魅力的なユーザー体験を提供する製品を開発することで、クリエイティブ産業の収益向上に貢献し、人々を正規のコンテンツに誘導してまいります。

このアプローチは奏効しております。調査によりますと、インターネットユーザーのうち海賊行為に関与する人々の割合は減少していき、一方で合法的な正規のコンテンツにおける支出が増加しています。

第2に、お金の流れが重要だということです。海賊版は無料で提供されているわけではありません。海賊行為に特化した悪質なサイトは営利事業でありまして、その対策として資金供給を断つことが最良の手段であります。Googleは、広告及び決済サービスから違法

サイトを排除することに注力しておりまして、業界全体のベストプラクティスを確立するべく支援をしています。

第3に、効率的・効果的かつスケールを拡大することが重要です。Googleは、大規模に機能する海賊版対策ソリューションの導入に注力しています。例えば、当社は2010年に早くも検索結果の著作物削除プロセスの合理化に多大な投資を開始しました。その結果、これらの改善された手順によりまして、Googleは検索結果に対する著作権物削減要求を週に数百万の割合で処理することができるようになりました。

第4に、濫用に対する保護に注力をしています。著作権侵害の捏造疑惑は、検閲のため、あるいは競争阻害のために濫用される可能性があります。Googleはオンライン海賊行為と闘いながらも、政治的または競争的理由による削除など、偽りの侵害申立てを確実に検出し、拒否することにコミットしています。

第5に、透明性を提供することです。Googleは透明性の確保に努めています。対外的透明性レポートにおきまして、著作権者や各国政府から受けたサービスからの情報削除依頼の件数を開示し、オンラインコンテンツ規制に関する進行中の議論に情報を提供しています。

このような取組や権利者、その他のサービスプロバイダーの努力は奏功しています。調査によりますと、依然として課題はあるものの、海賊行為自体は世界中で減少しています。

本日は、主にGoogle検索における著作権物削除の取組について説明します。

世界中の人々が情報を見出し、関心のあるトピックについて学び、重要な決定を下すために検索を利用しています。

当社は、検索が最も関連性が高く信頼できる情報を提供し、情報へのアクセスを最大化するべきだと考えています。情報へのアクセスを維持するためには、著作権法を含む現地の法律の遵守やサイト所有者の要求など、限られた状況においてのみ、検索結果からコンテンツを削除しています。

明確にさせていただきたいポイントとして、検索は海賊版サイトへの大きな推進力になっているわけではありません。毎日、私たちは何十億もの検索に対応しておりまして、ユーザーを1億以上の異なるウェブサイトへ誘導しています。これらのウェブサイトのうち、海賊版に関連するものはごく一部にすぎません。メディア関連の検索であったとしても、検索結果ページの上位の大部分は正規の結果のみを表示しています。

Google検索のアルゴリズムの絶え間ない改善と著作権者による著作権削除通知の優先順

位づけ、及びターゲット化の努力が奏功していると考えています。

Googleは、著作権者がGoogleのほぼ全てのサービスに対して削除通知を提出するために使用できるオンラインのウェブフォームを、合理的な提出プロセスを開発しました。

また、正確な通知を提出した実績のある毎日数千のウェブページを提出する一貫したニーズを持つ著作権者のためのツールも開発してまいりました。トラステッド・コピーライト・リムーバル・プログラム、TCRP for Searchを作成しまして、提出プロセスをさらに合理化し、権利者、またはその施行機関が一貫して大量のウェブページを提出できるようにいたしました。

この中には日本のパートナーであるCODAも含まれています。

Google検索は毎年多数のウェブページのテークダウン通知を処理していますけれども、その大部分はGoogle検索の結果に表示されることがないのです。これはGoogleサーチが、提出された時点で、インデックスに登録されていないウェブページの通知も受けているからです。それでもGoogleはそのウェブページが検索結果に表示されないように積極的にブロックしております。

Googleは、権利者から通知されたページを検索結果から削除するだけでなく、あるサイトについて受け取った有効な著作権物削除通知の数を、検索結果のランキングを決定する際に考慮する数百のシグナルのうちの1つと位置づけています。

その結果、Googleが有効な削除通知を大量に受け取ったサイトは、検索結果でかなり下位に表示されることとなります。

この降格シグナルは、著作権物削除のテークダウン通知の力を増幅させるものであります。なぜならば、削除されるURLはドメイン全体にも影響を及ぼすからです。

また、著作権侵害サイトが新しいドメインにユーザーをリダイレクトをすることで降格を回避することも難しい状況としています。

当社の社内調査によりますと、降格されたサイトはGoogle検索からのトラフィックを平均89%失っています。

Googleは、長年にわたりそれぞれの法域におきまして、ウェブユーザーに合法的に表示されるコンテンツに関する裁判所の決定を尊重してまいりました。例えば、Google以外に対してウェブサイト全体を閉鎖またはブロックすべきであると裁判所が決定した場合に、Googleは通常その要求に自発的に応じ、裁判所の命令を実現するために、その法域の検索結果からそのサイトを削除しています。

例えば日本のISPに対してドメイン運営者が少なくとも出頭する機会を得た訴訟において、特定のドメインをブロックするようISPに命じる第三者、裁判所の命令があった場合は、Googleは、ウェブフォームを通じて裁判所の命令を受け取り次第、日本の検索結果からそのドメインを削除し、その命令を実現することを行っています。

Googleはコンテンツの合法的な所有を積極的に可能にすることによって出版社の成長と収益を促進するなど、海賊版の撲滅に取り組んでおります。

Googleは長年にわたり日本の権利者コミュニティと真剣かつ積極的に関わってまいりました。

過去1年半の間、私たちは漫画の海賊版の問題に対して非常に積極的に取り組んでまいりました。この問題に対処するために、出版社コミュニティと多くの会議、ワークショップ、また書簡を通して取り組んでまいりました。

海賊版を完全に根絶することは不可能ですが、私たちは協力することによって、侵害を減らし、ユーザーを正規のサイトに誘導するために、これまでの大きな進展をベースに継続していきたいと考えています。しかし、全ての関係者が法的枠組みの範囲内でそれぞれの役割を果たしていくことが必要だと考えております。

Googleは著作権侵害という課題に対し真摯に取り組んでまいります。その一環として、今後も積極的に合法的なコンテンツとユーザーをつなぐことによって出版社の成長及び収益を後押しします。Googleはこれまで長年にわたって真剣に、そして積極的に日本の著作権者とコミュニティの皆様とともに活動してまいりました。現在、検索結果からサイト全体の削除に向けて出版者の皆様と相談させていただいており、解決に向けて今後も対話を続けています。日々行っている海賊版サイト対策における新たなツール開発やプロセスの改善に今後も努めてまいります。

また、海賊版との日々の闘いにおいてツールの開発とプロセスの改善に向けた努力も続けてまいります。これまでも、そしてこれからも著作権保護されたリソースを報告・管理するためのツールに多大な資源を投入し、そのほか、業界リーダーと協力して、ハイテク企業が著作権侵害に立ち向かう方法の標準を確立してまいります。

当社は、クリエイティブ産業の収益に貢献し、ユーザーを正規のコンテンツに導くために魅力的なユーザー体験を開発し続けてまいります。

御清聴ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、また、私の不手際

で時間が限られておりまして、1つ2つぐらいになってしまうかなと思うのですが、構成員の皆様方から質問ございましたらよろしくお願ひします。チャットのほうでよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

森先生、お願ひします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。資料3枚目、著作権侵害対策に関する原則はそのとおりだと思ひました。日本の著作権者との対話が進んだことは聞いておりまして、大変よかったですと思ひます。ありがとうございます。続けていただきたいと思ひます。

4枚目のところの御説明で、海賊版サイトに人々を案内しているわけではないという話がありました。これはもしかすると、例えば漫画のタイトルとかを入れて検索をすると海賊版サイトが高い順位で表示されないという御説明かもしれないんですけども、しかしながら、海賊版サイトの名前、サイト名を入れて、例えば漫画何々とクエリを入れて検索すると、一番上に海賊版サイトが表示されてしまうんですね、Google検索によってなんですけれども。これがなぜかということをお教へいただければと思ひます。これが1点目。

それからもう1点は、日本の著作権侵害対策のパートナーとして言及のありましたCODAですけれども、CODAからどのぐらいの削除の要請、数を教へていただきたいんですが、年間とか、月間とか、何でも結構ですけれども、どのぐらいの削除要請、多分リストで来たりするんだと想像していますが、があるのかということをお教へいただければと思ひます。この2点についてよろしくお願ひします。

【Google (Erickson)】 御質問ありがとうございます。私のほうから一旦お答へ申し上げまして、そして著作権の専門家でお担ひしておりますCaleb Donaldsonのほうから補足をお願ひしたいと思ひます。

まず最初に申し上げたいのは、海賊版サイトに誘導する方法として、Googleのサーチが主導している、原因をつくっているということではありません。音楽、テレビ、そして映画などのサイトに関してもGoogleサーチが使われているわけではないのです。

実はモーションピクチャーアソシエーションという映画業界の協会の調査によりますと、海賊サイトに誘導された経路として検索が関係しているのは19%にとどまっているということです。また、合理的な前提を置いて、そしてデータで精査したところ、恐らく7%ぐらいであろうと思ひます。

では、CODAに関してはDonaldson氏のほうから御回答申し上げます。

【Google (Donaldson)】 ありがとうございます。この機会をいただき、感謝申し上げます。

我々の持っているツールでCODAの削除件数がどれぐらいなのかということ特定するのは難しい状況です。

といいますのも、このような著作権侵害に関しましては、当該企業、あるいは著作権者のほうからのノーティスを提供しなければなりません。したがって、CODAのような海賊版対策のベンダーにおいて特定することが難しいということです。

いずれにいたしましても、このような情報として当社が持ち合わせているものに関しましては、Googleトランスペアレンシーレポート、透明性レポートで紹介していますので、御覧になっていただきたいと思います。

そして、例えば海賊版サイトとして非常に利用の多いところを見ても、何万というURLがサーチから来ています。これは過去数か月間の情報です。

しかしながら、さらに詳しい数字が必要ということでありましたら、さらに、当社におきましてリサーチを行い、そして情報として提供させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

【森構成員】 ありがとうございました。ちょっと私の質問の仕方がよくなかったのかもしれませんが、1点目の質問は、検索クエリを「海賊版」として、「海賊版」というワード一言、それから、もう一つは、海賊版サイトの具体的な名前を入れて検索をすると、Google検索で1番目に海賊版サイトが表示されてしまうんですけども、これは御説明の中身と合わないような気がするんですが、どうしてでしょうかということが1点目です。

2点目は、ツールで何件来たか分からないということは理解したのですが、ツールの外側で、つまり、特別にCODAとバイラテラルなやり取りをされているというわけではないということでしょうか。

2点についてお願いいたします。

【Google (Erickson)】 本件に関しましてもCalebのほうから答えていただきたいと思います。

【Google (Donaldson)】 すいません。誤解があったようで申し訳ございません。

多くの方はGoogleをナビゲーションのツールとして使っています。したがって、行きたいと思うサイトの名前を入力して検索するというを行っています。

ツールとしてGoogleトレンドというものがあります。2つの種類のクエリに関しての相対的な人気を特定することができるようなツールであります。そしてそこに漫画のタイトルを入れる、そしてまた海賊版サイトの名前を入れて比較をすることができます。そしてその中でどれだけの割合がどうなのかということと比較することができます。

URLが一旦特定されてしまいますと、サーチインデックスに反映されますので、どのようなクエリを出したとしてもそのURLが出てくることはありません。

今回は十分にお答えできましたでしょうか。ありがとうございました。

【森構成員】 ありがとうございます。私がお尋ねしたかったのは、海賊版サイトの具体的な名前、例えばそれを仮に「パイラシードットコム」としましょう。「パイラシードットコム」と入力して検索すると、パイラシードットコムが一番上に表示されるということがあるので、その理由をお聞きしたかったわけですが、いかがでしょうかということです。

【Google (Donaldson)】 URLがノーティスの対象になっている場合には、それは出てくることはないんですけども、ドメインネームで検索した場合ですけれども、そのドメインに関するURLがより高くランキングされてしまうということがあります。それについてももう少し詳しく御説明申し上げます。

サーチエンジンというのは2部構成になっています。クローラーという部分と、そしてスパイダーがあります。毎日200億のページを検索する、調べるという役割を果たしています。

ですから、ワードや名前などが検索されるわけでありましてけれども、そのドメイン名全てが大きなインデックスに格納されるということになります。

そして2つ目の要素というのが、ランキングのエンジンということになります。ですから、全てのページを対象とし、サーチクエリに対して反応の高いものが特定されます。

【森構成員】 すいません。質問をちょっとだけ補足させていただいてよろしいでしょうか。もう少し私もさらに分かりやすく申し上げたいと思いますが、私も検索の仕組みは一応理解していて、御説明資料の6ページに降格シグナルのことが書かれています。URLについて削除通知を受けた場合にはドメイン全体に影響を及ぼすとあったわけなんですけれども、恐らくURLについて大量の削除通知がなされているのではないかと考えておりました、それにもかかわらずドメインがトップで表示されるのはなぜかということをお聞きしたかったということでした。

すいません、時間のないところで。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ちょっと時間も超過しておりまして、あとほかの委員の方々も御質問多数あるかと思しますので、今の森構成員の御質問も含めて、別途事務局宛てに御質問をお出しただいて、Google様のほうには別途お答えいただくという形で御対応いただければと思います。大変申し訳ありませんけれども、よろしく願いいたします。

【Google (Erickson)】 承知いたしました。フォローアップさせていただきます。

【曾我部座長】 よろしく申し上げます。ということで、続きまして、関係者ヒアリングの続きということで、CDN事業者における海賊版サイトに対するお取組内容について、まずAkamaiテクノロジーズのKai Koon様にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

【Akamai (Kai Koon Ng)】 皆さん、おはようございます。私、Akamaiテクノロジーにおいて公共政策を担当しているシニアディレクターでございます。本日はこの機会をいただきまして、誠に感謝しております。ありがとうございます。

次のスライド申し上げます。私どもAkamaiテクノロジーは、世界のCDNオペレーター事業者の最大手の1社であります。そして私たちはクラウドベースのシステムをお客様に提供しております。On-demandの形で提供させていただいております。

私たちがやっている内容としては、毎日の世界でのインターネットトラフィックのうち15%から30%の伝送を最適化させていただいております。この中で1日約6兆件のインターネット上のやり取りを私ども取り扱っております。

インターネットがどうやって使われているかということを考えますと、メディアとかいろいろなゲームで大量のトラフィックが今インターネットに伝送されております。私たちはそれをかなり多く扱っているということになります。

私たちにとっては、海賊版サイトへの対応というのはとても重要な1つの項目になっております。と申しますのは、私たちのお客様であるコンテンツの所有者は、ネットを通じてコンテンツのデリバリを行い、あるいはゲームやメディアのコンテンツを流したりしているからです。

海賊版のサイトの運営業者も最近は手の込んだことをやっております、かつては単にコピーしたコンテンツをアップロードするということがあったんですけれども、最近ではライブストリームに直接で介入してくるということも見られています。

大変興味いことなんですけれども、今年、私ども、イギリスのMUSO（ムーソ）という会

社と協力をして海賊版のサイトについての報告書を今年だしております。

インターネット上には映画とか、テレビとか、出版とか、いろいろな知的財産、IPを取り扱っているサイトがありますがけれども、私たちのこの調査の報告書の対象期間というのは、2021年の1月から9月までで、この期間に、私たちは1,000億強の海賊版サイトへのトラフィックを検知、追跡することができました。

日本は、この中で、日本から海賊版ウェブサイトのトラフィックの数というのは30億ということで、これは世界で14番目だったんですけども、しかし、出版に関するトラフィックということを見ますと2番目に日本はランクをされています。

それでは、Akamaiが現状どのように対応しているのか、（海賊版の）問題に対してどのように対応しているのかということをお話させていただきます。

まず、基礎的なところからお話をさせていただきます。私たちのお客様は、私たちと契約をして、そしてAkamai社のプラットフォームを御利用いただくときには、必ずここに出しております利用規程（Acceptable Use Policy）を御覧いただき、そしてこれに同意をしていただくということになっています。

これ、私たちのホームページに記載しております法的な文書ですけども、私たちのプラットフォームを使っていただくお客様に対して、いかなる知的財産権を侵害することがあった場合に、それがいかなるものであっても、そのお客様のサイトを私たちのネットワークから削除することができることを記載した文書をこのように用意させていただいております。

次お願いします。法的な対応が以上ですけども、それでは、私たちの行っている活動について説明しますが、まず私たちの営業チームが営業してお客様と契約するときに、それが正規の合法的な企業体であることを確認をいたします。このことを我々の営業チームは理解をしております。

したがって、私たちのプラットフォームを御利用いただくお客様というのは、全て正規のコンテンツをそこで展開をするということになります。

先ほどGoogleの方からお話ありましたが、海賊版サイトを運用する、運営するというのは大変お金になる商売となっております。これは正規の方法ではないんですけども。私たちがお客様を私たちのネットワークにお迎えする際に、その会社が正規の合法的なものであることを確認をいたします。

最終的には、海賊版のコンテンツがあったときには、その内容を私たちのプラットフォーム

ームから削除するという事に、対応としてはそのようになります。

そもそも正規のコンテンツを所有している合法的な企業とだけしか商売をやらないというのであればなぜ海賊版サイトが出てくるのかという疑問が出てくるとは思いますけれども、お客様のお客様が、残念ながら、正規の目的でない理由で、正規でない目的でもってコンテンツを出すということがありますので、そういった場合に私たちは、私たちのお客様と協議をして対応を図ることをいたしております。

もう一つ、私たちができることにもやはり限界があるということを申し上げておきます。お客様のお客様を私たちが監視するというのはプライバシーの観点からできることではありませんし、また、規模ということで、先ほど、物すごい大量の何兆個ものインターネット上の処理というのに私たちは対応しています。したがって、これら全てに目を光らせることは規模的に不可能ということでもあります。

もう一つは、お客様そのもののコンテンツを、仮にそれが著作権法、規則に違反しているものであっても、オリジンサーバーにあるオリジナルのコンテンツを私たちが削除するという事はできないということを申し上げておきます。CDN事業者が何をやっているかというのは、皆さん御存じのとおりで、私たちはオリジナルのコンテンツのコピーを作って、そしてそのコピーをよりお客様に近いエッジサーバーに持っていくということをやっております。

しかしながら、できることはあります。違法なサイト、正規でないコンテンツをお客様が削除しないときには、私たちはそのサイト、コンテンツを私たちのプラットフォームから削除いたします。

次お願いします。今こちらに出しているのは、私たちのテークダウン通知のスクリーンショットを出しております。これは大変シンプルなもの、名前を入れて、そして、連絡先の詳細を入れて、また違反しているコンテンツのURLをここに記入していただくということで、必ずしも弁護士等法律の専門知識がない方であってもこれは記入できるようになっています。海賊版サイトの除去をする際のテークダウン通知のフォーマットがこのような形になっています。

プロセスとしては、まず指摘されたコンテンツをAkamai社のネットワークから外すということを行います。その後、テークダウン通知を出して申請者の言い分が正当なものであるかどうかということの調査を行います。こういうプロセスであります。

テークダウンの申請、クレームがあったときに、果たしてそこで言われている言い分が

妥当なものなのかどうかということ判断をします。そして、そこでの申請、クレームが正しくない、妥当ではないと判断したときには、削除したコンテンツをまた元の位置に戻します。

やはりお客様の権利とコンテンツの権利者の権利、この2つの権利をうまくバランスを取って守らなければいけません。このプロセスが私たちは一番ベストな選択、方法であると思っています。

私たちのお客様は、世界でも有数の大規模なコンテンツを、権利を持っておられる皆さんと私ども商売をさせていただいておりますので、そういったお客様の権利を守るということがとても重要になってきます。正規のルートで私たちのお客様のコンテンツに入っただけのようにするというのが私たちの方針です。

御清聴ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。こちらも、本来であれば質疑のほうを行うべきところなんですけど、ちょっと時間の関係もございまして、御質問については、先ほどのGoogle様と同様に、事務局経由で別途お寄せいただければと思います。この場では、まず御意見があれば、御意見のほうをお知らせいただければと思いますけれども、こちらのほうはいかがでしょうか。

構成員の皆様、よろしいでしょうか。

特にございませぬようでしたら、次の発表に移りたいとなります。

そうしましたら、次に、Cloudflare社へのヒアリングに移りたいと思いますが、こちらからは非公開となりますので、事務局のほうからそれに関して御連絡をいただきます。よろしくお願ひします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部先生、ありがとうございます。事務局の池田でございます。

事務局から連絡申し上げます。次回会合につきましては、別途調整の上、事務局から御案内いたします。

曾我部座長から今御指示がございましたように、以後の議事につきましては非公開とさせていただきますと存じますので、傍聴者及びCloudflare社様以外の御発表者の皆様におかれましては御退出のほどお願いいたします。

【曾我部座長】 1点、念のための補足ですが、構成員とオブザーバー様のみ御参加のセッションとなります。念のための補足でございました。

では、傍聴者の皆様におかれましては、御退出のほどお願い申し上げます。

<非公開セッション>

以上